

沖縄県外来種対策指針の策定について（概要）

沖縄県の生物多様性を保全・回復するとともに、外来種による生態系への被害を防止するため、沖縄県外来種対策指針を策定する。

1. 指針の位置づけ（他の法令等との整合など）

指針の策定にあたっては、国または県において既に策定されている法律や計画等との整合性を図りながら、本県の自然特性や現状を踏まえた外来種対策を推進するための方針を示すこととした。

沖縄県の計画等

法律・国の計画等

H29 年度

沖縄 21 世紀ビジョン基本計画【改訂計画】

【生物多様性の保全】

沖縄県の豊かな生物多様性を保全するために、希少種をはじめとした沖縄県の野生生物の実態把握と、保全に向けた研究・環境教育等に取り組む。

H24 年度

生物多様性おきなわ戦略

【短期目標（2022 年）】

- （1）生物多様性を保全・回復し、自然からの恵みを持続的に享受するための取り組みを拡大する
- （2）生物多様性の理解を社会的に浸透させる

H16 年度

外来生物法

特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資する

H26 年度

外来種被害防止行動計画

～生物多様性条約・愛知目標の達成に向けて～

環境省・農林水産省・国土交通省

【地方自治体に求められる役割】

生物多様性地域戦略を踏まえ、侵略的外来種に関する条例、侵略的外来種のリスト等を策定するなど、当該地域における優先すべき防除対象を明確にした上で、地域における外来種対策を総合的に推進すること。

反映

参考・整合性に配慮

H30 年度

沖縄県外来種対策指針

本県の特性・現状を踏まえた外来種対策を総合的・効果的に推進する方針を示し、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するとともに、沖縄の生物多様性を保全する

2. 指針の概要

(1) 指針の目的

外来種の影響を最小限に抑え、沖縄県の生物多様性を保全するため、本県の特性と現状を踏まえた対策を総合的に推進する。

(2) 指針の目標

将来像

本県への侵略的外来種の侵入が予防され、すでに定着している侵略的外来種については対策が実施され、外来種による生態系等への影響が最小限に抑えられ、人の生命・身体、農林水産業への被害が防止されるとともに、生物多様性が保全されている。

本指針では、沖縄県の生態系等に大きな影響を及ぼす可能性のある外来種を「侵略的外来種」と呼びます

目標

- ・外来種対策を効果的に推進するために、対象種をリスト化するとともに、対策を必要とする種の優先順位を決定する。
- ・今後、県や市町村を初め、様々な主体が外来種対策に取り組むための行動計画を策定する。
- ・優先して取り組むべき種に対しては、防除を中心とした対策を実施する。
- ・産業管理外来種の適切な管理を促すための啓発を行います。
- ・県民の外来種問題への認知度を向上させるため、外来種対策の普及活動と認知度調査を実施。
- ・外来種の侵入状況のモニタリングや指針及び行動計画の進捗管理を行うための実施体制を構築

(3) 指針が対象とする外来種

1) 国外からの外来種

特定外来生物に加えて、本県の生物多様性に影響を及ぼす可能性のある国外からの外来種を対象とする。

例；フィリマンゲース

2) 国内（他県）からの外来種

島しょ県である沖縄では、県外から導入された生物によって、在来の生き物が捕食されるなど生物多様性に影響を及ぼす事例が報告されていることから、国内の生物であっても外来種対策の対象とする。

例；イタチ、キジ

3) 国内（県内の別の島）からの外来種

沖縄県は多くの島々で構成されており、島ごとに固有の生物多様性が形成・維持されていることから、たとえ県内であっても、別の島から持ち込まれる生物についても外来種対策の対象とする。

例；リュウキュウヤマガメ、ヤエヤマセマルハコガメ

(4) 対策の方針

1) 対策基盤の整備と予防、防除の推進

外来種対策を効果的に推進していくための普及啓発や外来種に対する情報収集、情報発信に努めるとともに、予防と防除を推進する。

2) 区分ごとの対策

生態系への影響の程度に応じた効果的な防除を進めるために、外来種を5種類に区分し、区分に応じた対策を実施する。

3) 各主体の役割の明示

外来種対策を実効性のあるものにするため、各主体に期待される役割を示す。